

富山市下水道排水設備指定工事店 指定の申請及び変更届提出書類

提出事項	指定の申請	名称の変更	代表者の異動	役員の異動	所在地の変更	責任技術者増員	責任技術者減員
指定工事店(新規・継続)申請書(様式第2号)	●						
指定工事店変更届(様式第6号)		●	●	●	●	●	●
指定工事店証記載事項書換え交付申請書(様式第4号の2) ※現在の指定工事店証も提出		●	●		●		
専属責任技術者名簿	●					●	●
責任技術者証の写し	●					●	
責任技術者の専属を確認できるもの	●					●	
器材調書	●						
営業所の平面図及び付近見取図	●				●		
営業所の全景、内部の確認できる写真及び器材重機等の写真	●				●		
(法人の場合) 登記事項証明書(注1)	●	●	●	●	●		
(法人の場合) 定款の写し(注2)	●	●	●		●		
施行規程第6条4号アからオまでに該当しない者であることを誓約する書類(誓約書)	●	●	●	●	●		
(個人事業主の場合) 本人確認書類もしくは住民票(注3)	●	●	●		●		

(注1) 履歴事項全部証明書(変更されたものを含むもの)を提出。ただし、新規申請及び名称、代表者、所在地の変更がない場合は現在事項証明書でよい。

ただし、給水装置工事事業者指定申請も同時に行う場合で、水道給水サービス係に原本を提出したことを申し出れば写しでよい。

(注2) 最終ページに「この定款は原本の写しに相違ない」旨と、日付・代表者名を記載して提出すること。

なお、定款原本を申請時に提示し、担当職員が確認できれば、この限りではない。

(注3) 代表者本人が直接申請する際は、運転免許証などの「本人確認書類※」を申請時に提示し、担当職員が確認できれば、住民票の提出は不要。

代表者本人が直接申請できない場合は、住民票(原本)の提出が必要。ただし、給水装置工事事業者申請も同時に行う場合で、水道給水サービス係に原本を提出したことを申請時に申し出れば写しでよい。

※ 本人確認書類についての詳細は、富山市ホームページ「本人確認」で検索してください。